

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に当たり、広く関係者による検討を行うため、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン」とは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンであって、瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定を締結した高松市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町および綾川町に関するものをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 懇談会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第6条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(懇談会の運営の細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。